

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により、公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領を適用します。

平成31年4月3日

三原市長 天満祥典

- 1 工事名 道路災害復旧工事（市道本郷町日山地用倉線）
- 2 工事場所 三原市本郷町上北方
- 3 工事概要 施工延長 L=85.5m
帯鋼補強土壁工 A=948m²
路側防護柵工 L=86m
排水構造物工 L=309m
アスファルト舗装工 A=1,632m²
侵食防止用植生マット工 A=1,880m²
工事用道路 L=100m
- 4 工 期 この契約に係る議会で議決のあった日の翌日から
平成32年3月31日まで
- 5 予定価格 254,771,000円（消費税及び地方消費税を除く）
この工事には最低制限価格を設定しています。
- 6 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 入札参加希望者共通の資格
次に掲げる資格をすべて満たしている者
 - ア 平成31・32年度三原市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の土木一式工事に登録されている者
 - イ 本件工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県又は三原市の建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外の処分を受けていない者
 - ウ 本件工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者
 - エ 本件工事に係る設計業務の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと及びその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないこと
 - オ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと
 - カ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は本件工事の入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - キ 本公告7に定める設計図書等の閲覧を行っている者
 - (2) 入札参加希望者が満たすべき許可・資格
 - ア 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者
 - イ 土木一式工事に必要な資格を有する者（実務経験による資格者を除く）を専任で監理技術者（監理技術者資格者証を有する者）として配置できる者（入札参加希望

日の3か月前には既に雇用され、現在もなお継続的な雇用が確認できる者に限る。)

(3) 入札に参加できる者の所在区分及び名簿登録数値

次の①及び②を満たす者

- ① 前記6(1)アの資格審査申請時から引き続き入札日まで三原市内に本店を有し、前記6(1)アの名簿登録数値が900点以上である者
- ② 前記6(1)アの資格審査申請時から引き続き入札日まで広島県内に本店又は支店等(契約権限を委任されている支店等に限る。)を有し(前記①の者を除く)、前記6(1)アの名簿登録数値が1,000点以上である者

7 設計図書の見覧方法及び見覧期間

方法 三原市ホームページでの見覧

見覧期間 平成31年4月3日(水)から平成31年4月24日(水)まで。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書及び公告等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより行うこととし、すみやかに電子メールを送信した旨を三原市契約課に電話連絡すること。

三原市契約課メールアドレス

keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp

三原市契約課電話番号

(0848-67-6093)

受付期間 平成31年4月3日(水)から平成31年4月17日(水)まで

電話連絡は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次の期間、三原市ホームページの本工事の公告を掲載しているページに掲載する。

掲載期間 平成31年4月4日(木)から平成31年4月24日(水)まで。

なお、遅くとも、平成31年4月19日(金)までには全ての回答を掲載する。

9 入札参加希望書等の受け付け

この入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより次の書類を添付して入札参加を申し込むものとする。

(1) 入札参加希望の申請に必要な書類

条件付一般競争入札参加希望兼誓約書(様式第2号)

(2) 提出について

ア 提出方法

電子入札システムにて添付書類として送信すること。

なお、前記(1)の様式は、三原市ホームページに掲載するものを使用するものとする。

イ 提出場所・期間

① 提出場所 三原市契約課

② 提出期間 平成31年4月3日(水)から平成31年4月12日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。

10 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、平成31年4月15日(月)から平成31年4月19日(金)までの間に通知する。

11 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本件工事の入札参加資格を喪失するものとする。

(1) 上記6の入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

12 入札・開札の日時及び場所

入札日時 平成31年4月23日(火) 午前9時00分から午後5時00分

平成31年4月24日(水) 午前9時00分から午後4時00分

開札日時 平成31年4月25日(木) 午前9時10分

開札場所 三原市本庁舎5階 第10会議室

13 入札の方法等

(1) 電子入札による。なお、電子入札システム利用者が、電子入札システムを利用できない場合は、三原市電子入札実施要領第4条第2項に定める場合に限って書面による

参加を認める。

- (2) 入札参加者は、設計図書等を確認の上、この公告記載事項及び職員の指示を遵守して、入札書を指定日時に提出すること。

ア 入札金額

消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

イ 入札の回数

入札回数は1回とする。

ウ 郵送及びファクシミリによる入札は認めない。

14 工事内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書に記載した金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付して提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、三原市ホームページに掲載する様式を参考に、数量、金額等を明示し、工事費内訳書としての内容を備えていること。

(3) 工事費内訳書は、提出しない場合及び入札書記載金額と異なる場合には入札は無効となる。

15 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 虚偽の申請を行った者が入札をしたとき。

(3) 入札が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者の意思表示であるとき。

(4) 入札者が2以上の入札をしたとき。

(5) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正な行為があったとき。

(6) 金額を訂正して入札をしたとき。

(7) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(8) 入札に際しての注意事項に違反したとき。

(9) その他入札に関する条件に違反したとき。

16 入札保証金

三原市契約規則第14条第2項により免除する。

17 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を、落札者とする。

ただし、同価の入札があった場合は「電子くじ」で決定する。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

18 契約保証金

契約保証金として、請負代金額の10分の1以上を納付のこと。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6か月以上確保すること。

19 契約の締結

- (1) 落札者が契約を締結する期間は、落札通知をした日から5日以内とする。なお、契約締結には、契約書の作成を要する。

(2) 契約を締結するときに、次の書類を提出すること

ア 監理技術者について

① 現場代理人及び主任技術者等指名届

② 上記6(2)イの資格の技術者の資格者証の写し（監理技術者証の写し（講習終了の証明の写し含む）

③ 監理技術者の専任配置に関する誓約書

④ 継続的雇用の確認できる書類（社会保険者証の写し）

⑤ 営業所の専任技術者一覧表

イ 現場代理人について

継続的雇用の確認できる書類（社会保険者証の写し）

20 その他

- (1) この工事請負契約は、三原市議会の議決を要するものである。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加希望書等提出された書類は返却しない。
- (4) 契約履行上やむを得ない場合には、双方協議して設計を変更し、契約金額を変更することがある。

21 問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
三原市契約課契約係
(電話 0848-67-6093)
(FAX 0848-67-6450)